

スペシャルトピック1

新型コロナウイルス感染症に対応する新たな雇用・訓練パッケージ
——厚労省

厚生労働省は2月12日、長期化する新型コロナウイルス感染症の流行に対応するための雇用対策（「新たな雇用・訓練パッケージ」）を発表した。

雇用対策は、雇用の下支え・創出と仕事と職業訓練の両立を柱に据えている。具体的な施策としては、①雇用調整助成金は、感染拡大地域と業況が特に厳しい企業について、現行の特例措置を6月末まで継続する②新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金・給付金」）は、大企業シフト勤務労働者の昨年4月から6月末までの休業分に遡及適用する③求職者支援制度は、収入・出席要件を9月末まで時限的に緩和する④「コロナ対応ステップアップ窓口」（仮称）をハローワークに設置し、休業者やシフト制で働く者など、働きながらスキルアップをめざす者に、職業訓練の周知、受講斡旋、就職支援をワンストップで提供する——ことなどを盛り込んでいる。厚労省は施策の実施に向け、関係省令の改正を進める。

雇用の下支え・創出

経済対策の迅速かつ適切な執行を

内閣府の試算によると、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）による支出が生み出す雇用の下支え・創出効果は、2021年度末までに概ね60万人程度と見込まれている。

令和3（2021）年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、経済対策を迅速かつ適切に執行し、

雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症の流行が雇用に与える影響が長期化していることから、以下の具体的な施策を行っていく。

感染拡大地域と業況が特に厳しい企業には6月末まで雇調金の特例を維持

雇用調整助成金については、4月末まで、現行の特例措置（日額上限1万5,000円、助成率最大10/10）を継続。5月～6月の特例措置の取り扱いについては、原則的な措置として、日額上限1万3,500円、助成率最大9/10になる。ただし、感染が拡大している地域には「感染拡大地域特例」、全国で特に業況が厳しい企業には「業況特例」を設け、6月末まで現行措置（日額上限1万5,000円、助成率最大10/10）を維持する（表1）。

なお、7月以降については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置と特例措置（「感染拡大地域特例」「業況特例」）をさらに縮減している。

助成率の雇用維持要件の緩和も

また、雇用調整助成金の助成率については、緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受け、営業時間の短縮に協力する飲食店等の大企業や、売上等の生産指標が前年または前々年同期と比べ、直近3カ月の月平均値が30%以上減少した大企業については、宣言が全国で解除された月の翌月末まで、解雇を行わない場合は10/10、解雇を行って

いる場合は4/5となる。

今般、上記に該当する大企業に加え、中小企業の全ての事業所を対象に、今年1月8日以降、4月末までの休業については、現行の特例措置における雇用維持要件（令和2年1月24日以降の解雇の有無）を緩和して、本年1月8日以降の解雇の有無で適用する助成率を判断する。

大企業で働くシフト制労働者の休業支援金・給付金を遡及適用

休業支援金・給付金は、新型コロナウイルスの影響で休業させられ、休業手当を受けられなかった中小企業の労働者が労働局に申請して、休業前賃金の8割の給付を受けるもの。

新型コロナウイルス感染症流行の影響が長期化するなか、シフト制で働く労働者が多い飲食店を中心に、大企業にも影響が生じている。そのため、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業で働くシフト制等の労働者（労働契約上、労働日が明確でない者。シフト制、日々雇用、登録型派遣）が休業手当を受け取れない場合、例外的に休業支援金・給付金の対象とする。

原則として、2回目の緊急事態宣言が発令された今年1月8日以降の休業が対象となるが、例外的に、都道府県ごとの時短要請（昨年11月7日以降）が発令された日以降の休業も対象とする。給付額は、現行どおり休業前賃金の8割。また、昨年4月～6月末までの休業については、雇用調整助成金の助成率とのバランスを踏まえ、給付額

表1 新たな雇用・訓練パッケージ①（雇用の下支え・創出）

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、以下のとおり取り組む

雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

現行の緊急事態宣言を前提

● 現行の特例措置の取扱い

- ・ 4月末まで現行の特例措置を継続（緊急事態宣言が2月中に全国で解除された場合も4月末まで継続）
日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：（中小企業）最大10/10、（大企業）最大3/4

● 5月～6月の特例措置

- ・ 原則的な措置を段階的に縮減
日額上限：（1日1人あたり）13,500円 助成率：最大9/10（中小企業）
- ・ 感染拡大地域特例（※）・業況特例（全国・特に厳しい企業）
日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：最大10/10（中小企業・大企業）

（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象
→7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減

最大10/10助成
【全国】特に業況が厳しい企業→4月末まで
【緊急事態宣言地域（※）】営業時間の短縮等に協力する飲食店等
→ 解除月の翌月末まで
（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様

● 雇用維持要件の緩和

一定の大企業・中小企業の全てについて、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇の有無により、適用する助成率（最大10/10）を判断

大企業のシフト制労働者等への対応

● 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者（※）が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

- ① 原則本年1/8以降（例外的に都道府県ごとに時短要請（昨年11/7以降）が発令された時以降）の休業：休業前賃金の8割
- ② 昨年4月から6月末（緊急事態宣言解除月の翌月）までの休業：休業前賃金の6割

感染症対策業務等による雇用創出への支援

● 感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計10万人規模の雇用創出効果が見込まれる。ハローワークに専門窓口を設置し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する

資料出所：厚生労働省「新たな雇用・訓練パッケージ」

は休業前賃金の6割とする。

感染症対策業務の人材確保に向けた窓口をハローワークに設置

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金の活用、水際対策等の新型コロナウイルス感染症対策業務により、計10万人規模の雇用創出効果が見込まれている。

地方自治体が、ワクチン接種体制の確保等の感染症対策業務において、新型コロナウイルスの影響による離職者を直接雇用する場合、ハローワークにおいて迅速な人材確保を支援するため、マッチングのための専門窓口を設け、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う。また、就職支援とともに、

住居・生活支援を必要とする求職者に対しては、地方自治体における住居・生活支援施策の窓口と情報共有・連携を図ることにより、きめ細かい支援を行う。

仕事と訓練受講の両立

求職者支援制度の収入・出席要件を時限的に緩和

仕事と訓練受講の両立では、新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされた者やシフト勤務が減少した者が、仕事と職業訓練の両立を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援していく。

求職者支援制度において、訓練受講期間中に訓練受講者へ支給する職業訓練受講給付金の収入要件は、月収8万円以下。これを、シフト制で働く者について、月収12万円以下に引き上げる特例措置を導入する（9月末までの時限措置）。

また、職業訓練受講給付金の出席要件については、働きながら訓練を受ける場合、訓練実施日と出勤日が重なり、訓練を欠席せざるを得ない日は、「やむを得ない欠席」（病気、子の看護等、訓練実施日の2割まで認められる理由）として取り扱う特例措置を導入する（9月末までの時限措置）。

表2 新たな雇用・訓練パッケージ②（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月收入8万円以下 → シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引き上げ

*1 シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8万円以下である場合に限り）の合計が12万円以下である場合に支給

*2 収入には、特定の使途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※ 「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の2割まで認められる）

職業訓練の強化

● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月⇒2週間から6月に緩和	標準3月 ⇒ 1月から2月のコースを創設
訓練時間	原則100時間以上 ⇒ 月60時間以上に緩和	標準月100時間 ⇒ 月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

● コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）の設置

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約5万人）、公共職業訓練は50%増（約15万人）を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底

資料出所：厚生労働省「新たな雇用・訓練パッケージ」

職業訓練の多様化と柔軟化

職業訓練の強化に向けては、訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化を図る。

具体的には、求職者支援訓練については、対象者が仕事をしながら訓練を受講しやすくするため、訓練期間（2カ月～6カ月→2週間～6カ月）、訓練時間（原則100時間以上→月60時間以上）ともに緩和する。オンライン訓練については、2月中に実施可能とする予定。

また、公共職業訓練については、原則として、在職者向けに行われており、期間は標準3カ月からで、平日に終日訓練を実施しており、在職者は受講しにくい。そのため、特例として、在職

者が受講しやすい、訓練期間が標準（3カ月から）より短い1カ月～2カ月のコースを創設するとともに、訓練時間を月100時間から月60時間以上に緩和する。オンライン訓練は、昨年5月から、学科で実施可能となっている。実技では、取り扱いが可能なものから、オンライン訓練の設定を促進していく（表2）。

ワンストップで個別伴走支援を提供

職業訓練の周知と受講斡旋に向けて、ハローワークに「コロナ対応ステップアップ相談窓口」（仮称）を設置。新型コロナウイルスの影響で離職した者、休業者やシフト制で働く者など、働き

ながらスキルアップを目指す者に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供していく。

また、訓練を必要とする者に対しては、積極的な受講を斡旋していくため、相談窓口において、訓練を必要とする者への積極的な受講斡旋や訓練機関との連携強化を図るとともに、求職者支援訓練や公共職業訓練の多様化・柔軟化の措置により、職業訓練の受講者を効果的に拡大していく。求職者支援訓練は、令和元（2019）年度実績（約2.1万人）から倍増の約5万人、公共職業訓練（同10.5万人）は5割増の約15万人を目指す。（調査部）